

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人西成労働福祉センター

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人西成労働福祉センター（以下「財団」という。）の定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 代表理事及び常勤役員の報酬は月額とし、代表理事以外の非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員が退職した場合には、退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給の基準及び額の決定)

第 4 条 役員等の報酬等の額の決定については、次に定める報酬等の支給の基準に従い、評議員会で決議する。

- (1) 代表理事の報酬の支給基準は別表第 1 のとおりとする。
- (2) 業務執行理事である常勤役員等の報酬等の支給基準は、別表第 2 のとおりとする。
- (3) 非常勤役員に対する報酬の支給基準は、評議員会の決議によって定める。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 8 条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人 西成労働福祉センターの設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 4 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものとする。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものとする。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

別表第1 代表理事の報酬の支給基準

- ・月額270,000円とする。

別表第2 業務執行理事である常勤役員の報酬等の支給基準

- ・常勤である役員（業務執行理事）の報酬月額は、当該役員が「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」第2条第1項及び「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪府条71号）」第2条第1項の規定により大阪府から派遣されているときは、「派遣職員の取扱いに関する取決め」に基づき、取り扱うものとする。